

横浜市障害者施設等通所者交通費助成要綱

制 定 平成20年9月4日 健障福 第1192号(副市長決裁)
最近改正 令和6年9月25日 健障自 第1710号(副市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、障害者等が施設等への通所に要する交通費及び送迎介助者が送迎に要する交通費について、その一部を助成することにより経済的負担を軽減し、もって障害者等の社会参加の促進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 障害者等 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児及びこれに準ずる者をいう。
- (2) 施設等 別表に定める施設をいう。
- (3) 通所 次のいずれかに該当することをいう。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第19条に定める支給決定に基づき、当該支給決定サービスの提供を受けるために別表(1)に定める施設に通うこと

ただし、就労継続支援B型の支給決定サービスの利用に向けたアセスメント（就労アセスメント）を受けるために別表(1)の就労移行支援を実施する施設に通うことを除く。

イ 別表(2)～(4)に定める施設との利用契約に基づき、当該施設が実施するサービスの提供を受けるために当該施設に通うこと

ウ 別表(5)に定める保険医療機関の実施する当該治療を受けるために通うこと

- (4) 送迎介助者 障害の状況から単独での外出が困難な障害者等が、次条第1項第1号を主に利用し、前号に定める通所を行う際、必要な支援を行うため当該障害者等の送迎を行う者一人をいう。

ただし、横浜市障害者移動支援事業実施要綱（平成18年10月1日制定）第3条第2号の通学通所支援等のヘルパーは除く。

(対象者)

第3条 助成の対象者は、横浜市内に居住する15歳以上の障害者等であって、次の各号のいずれかを主に利用して通所を行う者（以下「本人」という。）及びその送迎介助者とする。

- (1) 公共交通機関（タクシーを除く。）
- (2) 自家用四輪自動車（別表に定める施設が所有する車両及び道路運送法第78条第2項に定める自家用有償旅客運送に該当する車両を除く。）

ただし、障害の状況等から、自家用四輪自動車以外の通所手段がない場合に限る。

- 2 前項の規定に関わらず、本人が、生活保護法第6条に定める被保護者で、かつ、別表(5)に定める保険医療機関の実施する当該治療を受けるために通う場合は、本人及び送迎介助者について助成の対象者とししない。

(助成対象経費)

第4条 この要綱において、助成の対象となる経費は、本人及び送迎介助者が通所又は送迎に要する交通費のうち、本人の主な居住地と施設等との間で、経済性及び合理性並びに障害の状況を考慮した、市長が認める原則一つの経路にかかるものであって、他の制度による運賃割引の適用がある場合はその割引相当額を差し引いた額とする。

- 2 前項の規定に関わらず、本人が、次の各号にあたる場合は、実際の割引適用の有無を問わず、本人への助成は、当該各号の割引相当額を差し引いた額とする。

- (1) 公共交通機関が実施する障害者割引の対象となる手帳を所持する場合 その割引相当額
- (2) 横浜市福祉特別乗車券条例第4条第1項に定める交付対象者又は横浜市敬老特別乗車証条例第4条に定める交付対象者の場合 各条例第2条に定める乗車券等の利用が可能な交通機関の運賃又は料金

- 3 本人が、通常通所する施設等の敷地外において当該施設等が提供するサービス又は治療を受けた場合において、当該施設等から敷地外の当該箇所までにかかる本人及び送迎介助者の交通費については、助成の対象とししない。

(助成金額の算出方法)

第5条 助成金額は、次の方法により算出する。

- (1) 第3条第1項第1号を主に利用する障害者等については、前条第1項及び第2項により算出した片道1回の通所に要する額（以下「助成単価」という。）に、実際に通所した片道回数（別表に定める施設が所有する車両で通所した回数を除く。）（以下「通所回数」という。）を乗じて算出するものとし、前条第1項及び第2項により算出した6か月定期券代を上限額とする。
 - (2) 第3条第1項第1号を主に利用する送迎介助者については、前条第1項により算出した片道1回の送迎に要する額（ただし、公共交通機関が実施する障害者割引実施前の額）の1.5倍の額（以下「介助者助成単価」という。）に、実際に付き添った片道回数を乗じて算出するものとし、前条第1項により算出した6か月定期券代（ただし、公共交通機関が実施する障害者割引実施前の額）を上限額とする。
 - (3) 第3条第1項第2号を主に利用する者については、本人の主な居住地と施設等との間における自家用四輪自動車での最短経路1キロメートルにつき20円を乗じた額（以下「自動車助成単価」という。）に、通所回数を乗じて算出するものとする。なお、最短経路は1キロメートル未満の端数を切り上げて算出するものとする。
- 2 助成単価、介助者助成単価及び上限額並びに自動車助成単価（以下「助成単価等」という。）については、本人が、施設等を介して申請を行い、事前に決定されるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、助成単価等を改めて申請し決定されるものとし、その事由が発生した年月日から変更後の単価を適用されるものとする。

- (1) 主な通所状況の変更
- (2) 障害状況の変化
- (3) 公共交通機関の運賃改定

(請求等の委任)

第6条 本人が本要綱に基づき交通費の助成を受けようとするときは、通所する施設等の長（以下「施設等長」という。）に対し、委任状（第1号様式）により当該助成金の請求及び受領に関する一切の権限を委任するものとする。

(個人情報の調査)

第7条 市長は前条の委任を受けた施設等長から助成単価等の申請を受けた場合、審査に必要な個人情報（氏名、住所、生年月日、障害者手帳等の所持状況、生活保護の受給状況）の調査を行うものとする。また、委任を受けた施設等長は、必要に応じて調査結果の確認を行うものとする。

(助成金の交付請求)

第8条 施設等長は、横浜市障害者施設等通所者交通費請求書（第2号様式）に、次の各号に定める様式を添付し、次項に定める期ごとに助成請求をするものとする。

- (1) 横浜市障害者施設等交通費助成請求内訳兼支給台帳（第3号様式）
- (2) 委任状（第1号様式）の写し 当該年度において初回請求となるものに限る

2 施設等長は、次の表の区分に従い、各期の終了日から、各請求書提出期限までに、前項に定める書類を市長に提出しなければならない。なお、請求書提出期限が休庁日の場合は、その翌開庁日までとする。

期 別	請求対象期間	請求書提出期限（消印有効）
前半期	当該年度の4月1日から9月30日	当該年度の10月20日
後半期	当該年度の10月1日から3月31日	翌年度の4月20日

3 施設等長は、事情により前項に定める提出期限までに助成請求ができなかった場合、次の表の区分に従い、各提出期限までに第1項に定める書類に遅延理由書（第4号様式）を添付し、市長に提出することで助成請求をすることができる。なお、提出期限が休庁日の場合は、その翌開庁日までとする。

期 別	請求対象期間	提出期限（消印有効）
前半期	当該年度の4月1日から9月30日	翌年度の9月30日
後半期	当該年度の10月1日から3月31日	翌年度の3月31日

(支給)

第9条 市長は前条に定める請求書を受領し、これを審査した結果、適正と認められる場合には、施設等長に対して口座振込により助成金を支給するものとする。なお、横浜市松風学園、横浜市中福祉授産所、横浜市南福祉授産所、横浜市港北福祉授産所、横浜市戸塚福祉授産所については、振込先口座を前渡金口座とする。

2 前項により、助成金の支給を受けた施設等長は、これを直ちに本人に支払わなければならない。

3 施設等長は、本人へ助成金の支払を行った際、横浜市障害者施設等交通費助成請求内訳兼支給台帳（第3号様式）に押印を受けるなど、その受領を証するための書類を整備しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 施設等長は、請求額に過誤が生じた場合又は返還の必要性が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、施設等長から過誤の報告を受けたときは、速やかに必要な処理を行うものとする。

3 特段の事情により本人への助成金支払が困難な場合には、施設等長はこれを市長に返還しなければならない。なお、返還については、原則として施設長等が助成金を受領した当該年度の翌年度前半期請求書提出期限日までに実施するものとする。

(調査)

第11条 市長は、助成金の支給について必要があると認めるときは、次の各号について調査を行うことができる。

(1) 対象者の通所状況等の記録

(2) 施設等長の事務処理状況

(書類の整備)

第12条 施設等長は、委任状（第1号様式）及び第9条第3項に定める書類については、5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年9月4日に施行し、平成20年4月1日から適用する。

2 横浜市障害者施設等通所者交通費補助要綱(昭和55年6月21日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 22 日に施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 7 条第 3 項に関わらず、平成 26 年度前半期及び平成 26 年度後半期の助成請求については、平成 28 年 9 月 30 日を請求書提出期限とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行し、平成 28 年 10 月 1 日からの請求対象期間について適用する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の横浜市障害者施設等通所者交通費助成要綱第 7 条の規定により行われる請求については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 25 日から施行する。

別表

	対象となる施設等
(1)	法第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援のいずれかを実施する施設
(2)	横浜市地域活動支援センター事業実施要綱（平成18年10月26日制定）第4条第1項第1号、第3号、第4号及び第5号に定める施設
(3)	横浜市総合リハビリテーションセンターに設置する、法第5条第15項に規定する就労移行支援に準ずる支援を提供する就労支援施設
(4)	横浜市以外の市町村に設置された法第5条第25項に規定された地域活動支援センター又は障害者基本法第18条第3項の規定により当該市町村が運営費を補助する小規模作業所で、本表第2号に準ずる施設
(5)	診療報酬の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第59号）別表第一に規定する精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科ナイト・ケア及び精神科デイ・ナイト・ケアを実施する保険医療機関

委 任 状

＜受任者＞

施設等名

フリガナ

施設等長名

印

上記の者に、 年度(出納整整理期間を含む)中の横浜市障害者施設等通所者交通費助成要綱により、横浜市から支給される交通費の請求、受領及び戻入に関する権限を委任します。

また、交通費の支給を受けるにあたり必要な、次の各項目について、承諾を行います。

1. 交通費請求の審査に必要な個人情報(氏名、住所、生年月日、障害者手帳等の情報)を受任者及び横浜市に提供すること。また、横浜市が、審査に必要な個人情報について調査を行うこと。受任者が、必要に応じて調査結果の確認を行うこと。
2. 主な通所状況(主な居住地及び主な通所手段や経路、他制度活用の有無など)について正しく申請を行うこと。
3. 主な通所状況が変わった場合には、直ちに受任者に申し出ること。

＜委任者＞

番号	住所	氏名	委任印
1	横浜市		
2	横浜市		
3	横浜市		
4	横浜市		
5	横浜市		
6	横浜市		
7	横浜市		
8	横浜市		
9	横浜市		
10	横浜市		

施設ID

担当者
電話番号：FAX番号：

横浜市障害者施設等通所者交通費請求書

横浜市長

¥ — 年度 分交通費助成として

横浜市障害者施設等通所者交通費助成要綱第8条に基づき、
上記のとおり請求します。

年 月 日

法人名：施設等名：所在地：役職名・施設等長名：印

次の者に、請求した助成金の受領を委任いたします。

役職名・施設等長名：印

払 込 先	金融機関名	銀行		
	支店名	支店		
	預金種別		口座番号	
	口座名義（カタカナ）			
	口座名義（漢字）			

【備考】

(注) 押印については、以下の点にご注意ください。

- ・シャチハタは使用不可
- ・施設等の代表者の印鑑であること（例：○役職印（角印） ○施設等長の認印 ×法人の印鑑）
- ・記載されている「役職名・施設等長名」と、押印が一致していること
- ・2か所の押印欄に、同じ印鑑を使用すること

施設名： _____

横浜市障害者施設等交通費助成請求内訳兼支給台帳

年度 合計件数： 合計請求金額：

No.	氏名										年度				
1											請求ID		申請ID		
	単価／回		月	月	月	月	月	月	合計	単価×片道通所回数		6ヵ月上限金額			
	本	¥							回	¥		¥			
	介	¥							回	¥		¥			
	調整額		調整理由		請求額						支払日	年 月 日		受領印	
	¥														

No.	氏名										年度				
2											請求ID		申請ID		
	単価／回		月	月	月	月	月	月	合計	単価×片道通所回数		6ヵ月上限金額			
	本	¥							回	¥		¥			
	介	¥							回	¥		¥			
	調整額		調整理由		請求額						支払日	年 月 日		受領印	
	¥														

No.	氏名										年度				
3											請求ID		申請ID		
	単価／回		月	月	月	月	月	月	合計	単価×片道通所回数		6ヵ月上限金額			
	本	¥							回	¥		¥			
	介	¥							回	¥		¥			
	調整額		調整理由		請求額						支払日	年 月 日		受領印	
	¥														

No.	氏名										年度				
4											請求ID		申請ID		
	単価／回		月	月	月	月	月	月	合計	単価×片道通所回数		6ヵ月上限金額			
	本	¥							回	¥		¥			
	介	¥							回	¥		¥			
	調整額		調整理由		請求額						支払日	年 月 日		受領印	
	¥														

(注)請求書提出時には、「支払日」「受領印」の記入・押印は不要です。

【備考】

第 4 号様式

年 月 日

(提出先) 横浜市長

施設名
所在
代表者名

横浜市障害者施設等通所者交通費請求遅延理由書

標記のとおり、横浜市障害者施設等通所者交通費助成金（ 年度 半期分）について、請求の遅延が発生しましたので、次のとおり報告します。

遅延した理由